

会 議	総 務 教 育 委 員 会 会 議 録
日 時	令和 7 年 9 月 1 7 日（水曜日） 開会 午前 9 時 0 7 分 閉会 午前 1 0 時 2 7 分 散会 午前 1 0 時 3 6 分
場 所	第 2 委員会室
出 席 委 員	委員長 藤 江 徹 副委員長 長谷川 進 野 坂 純 子 松 本 忠 明 稲 吉 照 夫 丸 山 千代子 都 築 幸 夫 （議長 廣 野 房 男）
欠 席 委 員	なし
傍 聴 者	田境 毅議員 吉本智明議員 藤本和美議員
説明のため会議 に出席した者	町 長 成 瀬 敦 副 町 長 大 竹 広 行 教 育 長 池 田 和 博 企 画 部 長 内 田 守 総 務 部 長 菅 沼 秀 浩 教 育 部 長 山 本 晴 彦 企画部次長兼財政課長 鳥 居 正 和 総務部次長兼人事秘書課長 山 川 真知子 総 務 課 長 藤 田 美 香 学 校 教 育 課 長 加 藤 宏 和 財務担当課長 伊 藤 孝
議会事務局職員	局 長 補 佐 手 嶋 大 地
議 に 付 し た 案 件	陳情第 2 号 地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情 陳情第 3 号 住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の 充実を求める意見書の提出を求める陳情 陳情第 4 号 最低賃金の全国一律化と大幅引き上げ、中小企業支援 の拡充と公正取引を求める意見書の提出を求める陳情 陳情第 5 号 公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する公 契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情 陳情第 6 号 国の責任で教職員の未配置問題の改善を求める意見書 の提出を求める陳情 陳情第 7 号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担 制度の堅持及び拡充を求める陳述書 陳情第 8 号 過年分も固定資産税の減免を求める陳情

委員長 皆さん、おはようございます。昨日の委員会の中で、町長からの挨拶もありましたように、また報道発表にもありましたね、筆柿の出荷、19日から一応始まるということでありました。

筆柿の出荷っていうのは毎年そうなんですけど、大体経営の大半終わった直後ぐらいが例年の出荷開始日にはなってます。今年、特にこの時期にしては、非常に暑い日々が続いておるということで、筆柿の生産者もかなり高齢化が進んでるんで、この暑さ相当こたえるんじゃないかなというふうに思います。

先日の日曜日、2人ばかり長嶺で筆柿を経営してる筆柿生産者の方に一応聞きました。今年の色づきはどうかっていうことと、この後大変だろうという話を聞きましたけども、今年のこの暑さで筆柿、色づきは若干遅いようではすけれども、何とか通常のこの一定で出荷できるような色づけにはなってきたかと、やっとなってきたという表現をします。あわせて、この暑さはたまらんなということですけども、いずれにしても報道によりますと、この時期の平均最高気温は29度という。これは昨日の平均気温ですけど、29度と聞いております。例年より六、七度ぐらい高いという、これめっちゃくちゃな気温なんですけども、そんな暑さの中ですね。非常にまだまだ暑い日が続くそうなことを言ってますし、ちょっと涼しくなるかなということを言ってます。いずれにしても、皆さんのほうで熱中症ちょっと盛んにまだ叫ばれておりますので、健康のほう、十分健康管理に留意していただいて、最終、今回の第3回定例会、25日にあるその後にまた議会広報委員会も控えておりますけれども、皆さん、この暑さに対しても負けずに乗り越えていただきたいなということをお願いしまして、挨拶と代えさせていただきます。

ここから、着座にて進めさせていただきます。

開会に先立ち、町長より挨拶をいただきます。

町長。

町長 皆さん、おはようございます。

全国的か世界的な大会が日本で開催されている1つとして、万博があるわけございまして、そろそろ閉じていくということでもありますけども、行かれた方もたくさんあるかもしれません。たくさんのいろんな展示館を見るにつけ、新しい未来づくりを世界各国の方々が挑戦している姿はとてもすばらしいものだと思いますし、この暑さにもかかわらず、想像以上の方が出かけてくださるということは、日本で開催されたこの万博に対して、大変な興味を持ってもらえる方がたくさん見えるということだと思っております。

また東京では、世界陸上大会というものが開催されております。これ隔年だということでもありますけども、ほとんどテレビを見ることはないんですけど、たまたまあの棒高跳びの超人と言われるデュプランティスさんが3回目の試技で、何と6メートル30を跳んでしまうという、まだまだ幾らでも飛べるんじゃないかなっていうすばらしい選手が見えるということであり、スウェーデンっていうことですかね、本当にすばらしい競技を繰り広げてます。昨日も愛知県知事と会う機会がありまして、愛知県は来年はアジパラということで、たくさんの世界の方々がスポーツのために名古屋近辺に来てくださるということでもあります。

そして2028年には、この技能五輪の国際大会が開催されるということも、たまたま愛知県知事から聞いておりまして、やっぱり物づくりのこの西三河地方としても、この技能五輪の国際大会が開催されるということは、とても意義のあることではないでしょうか。大変期待をしております。

戻って、幸田町の話題ということで、いよいよ19日に行います箕輪町との姉妹都市提携、締結式は箕輪町で行われます。議長と共に、また職員の幹部と共に行ってまいりますけれども、昨日の委員会でもお話をしましたとおり、箕輪町さんからは吉田冴子さんがろうけつ染め染色画家の立派な筆書きをあしらった絵をこちらに寄贈くださるということで、後日その8月29日に完成したその絵を大作をお持ちいただけるということであります。幸田町としては、須美風の会さんに御理解、御協力をいただきまして、やっとつい先日出来上がったと思っております。人形芝居、特に伝統の、箕輪町で江戸時代から伝わる伝統の人形芝居に使用されております古田人形を大たこの絵柄として箕輪町の送る記念品として、大たこ3m掛ける4mというものを制作ができたということで、それを持ち込むということになっております。新聞等には、締結式が終わった後、その作業の工程だとか、大たこの絵柄を、また紹介できる機会があるんじゃないかなと思っております。

それから9月に入りまして、若者の未来プロジェクトということで、若者の方を対象としました給付型奨学金、大学の進学や留学に関する資金を返済不要のような形で進めていくということで、10月1日から受付の開始でありますけれども、もう既に数件問合せが来ておるということで、回答するかどうか分かりませんが、大変興味のある方々があったということで、ひとまずはこういった方々を審査する中で、もし該当される方があれば、ぜひこの奨学金を活用していただきたいなと思っております。

また、観閲式の情報ですが、消防の観閲者は9月28日日曜日午前9時半からということで、総合防災訓練は中止でありますけれども、小雨の決行の中で、消防団員が一堂に会した観閲式を、観閲を受けるということで、これが開催されるということも御連絡をさせていただきたいと思っております。

また、少し10月に入ってからでありますけれども、男女共同参画講演会ということで、元愛知県の副知事の宮本悦子さんが、今、厚生労働省の人材開発の統括官でありますけれども、こちらのほうに来ていただいて、女性が輝く社会を目指してということで講演をいただけるということでありますので、中央公民館のほうに午後1時半からでありますけれども、もしよろしければ御参加いただきたいというふうに思っております。

以上、こちらのほうからのお話をさせていただきましたけれども、本日も5つの担当議案について慎重審議のほどお願い申し上げまして、私からの御挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長 ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますから、ただいまより総務教育委員会を開会いたします。

開会 午前 9時 7分

委員長 これより議事に入ります。

さきの定例会本会議において、本委員会に付託された案件の審議を行います。

初めに、第49号議案 幸田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本会議において説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

ございませんか。

15番、都築委員。

15番都築幸夫 まず、概要にあります妊娠・出産等についての申出をした職員に対して、出産時両立支援制度等の周知及び意向を確認することとあるんですが、これは出生児両立支援制度になるという内容ですね、制度の内容について教えていただきたい。

委員長 人事秘書課長。

人事秘書課長 出生児、両立支援制度の内容について、御説明させていただきます。

まず、妊娠中の女性職員に対しまして、妊娠中の業務負担の軽減の配慮ですとか、深夜勤務や時間外勤務の制限、また、出産が近づいてまいりますと、産前休暇、産後休暇。

また、配偶者が出産する男性職員につきましては、配偶者出産休暇、育児参加休暇、こちらは2つとも特別休暇となっておりますが、配偶者出産休暇というのは、妻が入院する日から出産後2週間までの間で5日間、育児参加休暇につきましては、出産の予定日6週間前から子供が1歳に達するまでの間で5日間取っていただくことができる、そういった制度がございます。

以上です。

委員長 15番、都築委員。

15番都築幸夫 分かりました。よく分かりました。

配偶者男性にもそういった支援というふうに理解しました。

それから、もう一つ、3歳に満たない子を養育する職員に対して、育児両立支援制度とありますよね。これについても、この内容についてどういった制度なのか説明願います。

委員長 人事秘書課長。

人事秘書課長 3歳まで、3歳に満たない子を養育する職員に対して、周知と意向確認をするということで、実際には3歳以降にどのような育児と仕事の両立をしたいかということを考えていただく情報提供となりますが、まず、3歳までの育児休業に加え、復帰後の部分休業や育児短時間勤務の制度について、また、未就学児を養育する職員には、深夜勤務の制限、時間外勤務の免除という仕組みもございますので、こういった内容の説明。また、小学校3年生までの子を養育する職員には、子の監護休暇という特別休暇もございますので、こういった仕組みの説明などを行います。

以上です。

委員長 15番、都築委員。

15番都築幸夫 はい、よく分かりました。

それから、任命権者に周知及び意向確認することというふうに義務づけるっていうふうになってるんですが、任命権者というのは、誰のことを指すのか教えてください。

委員長 人事秘書課長。

人事秘書課長 任命権者とは、町長であったり、消防でありましたら消防長、教育委員会でありましたら教育委員会というような、あと、農業委員会もございます。農業委員会も任命権者となっております。そういった組織の代表となっております。

委員長 15番、都築委員。

15番都築幸夫 分かりました。

町の職員は町長ということでありますね。この任命権者が、両立支援の周知と意向確認をどのようにして、具体的にはどのようにして行うのか伺いたいと思います。

委員長 人事秘書課長。

人事秘書課長 この周知と意向確認の方法ですけれども、妊娠や出産について申入れをした職員と3歳に満たない子を養育する職員それぞれに対して、その制度をまとめたパンフレットをこれまでも用意をしております、そちらを配布し、制度の周知を行います。また、対象となる職員には、今後制度の利用を希望するかについて、書面で意向確認を行う予定であります。

15番都築幸夫 はい、分かりました。

委員長 ほかにございませんか。

14番、丸山委員。

14番丸山千代子 10月1日からこれが施行されるわけでありますけれども、もう間近に迫っているわけであります。

そこで、対象となる職員数といいますか、調べておられたら、人数をお答えください。

委員長 人事秘書課長。

人事秘書課長 対象となる職員数ですけれども、3歳に満たない子を養育する職員の人数は、13人と把握しております。

以上です。

委員長 14番、丸山委員。

14番丸山千代子 そうしますと、その妊娠出産等の申出をする予定の職員というのは把握はされてもらっているということですか。

委員長 人事秘書課長。

人事秘書課長 妊娠、出産、現在、育児休業を取っている職員が合計で13人、これまたま同じ数字なんですけど13人おられまして、そのうち現在妊娠中で、今後、産休育休に入ると見込まれると思われる職員がそれ以外に5人ございます。

14番丸山千代子 ありがとうございます。

委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なければ、これをもって質疑を打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

第49号議案 幸田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを、原案どおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手全員であります。

よって、第49号議案は原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、第50号議案 幸田町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本会議において説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

ございませんか。

14番、丸山委員。

14番丸山千代子 これは育児休業等に関するものでありますけれども、正規職員については十分周知をされていると思いますけれども、短時間職員については、どのようになっていますでしょうか。

委員長 人事秘書課長。

人事秘書課長 非常勤職員に対する周知についてということだと思います。

今後、議決をいただきましたら、グループウェアや所属を通じまして特に保育士などが女性が多い職場でもございますので、グループウェアなどを通じまして、職場に周知をするとともに、対象となる職員には先ほど説明をさせていただいたとおり、支援制度の周知などの場面も使いまして、新しい仕組みの説明を十分にしていまいりたいと思います。

委員長 14番、丸山委員。

14番丸山千代子 その保育士等の職場においての対象が多いということでもありますけれども、そうしますと、周知をし、それが部分休業等も取得できるということで、そのフォローは十分やっぱり休めるように配慮をしていただきたいというふうに思うわけですが、その辺のところは、今の現在の人数で対応できるものかどうかを伺いたいと思います。

委員長 人事秘書課長。

人事秘書課長 部分休業と育児休業も含めまして、請求がありましたら、その請求どおりにお取り扱いしている状況かという認識は持っております。

ただ一方で、その取得をされたことで、周りの職員、同じ職場の職員に負担が生じているのは、それも現実だと思っております。

委員長 14番、丸山委員。

14番丸山千代子 非常勤職員で対象となる方っていうのは、どれぐらいいらっしゃるのでしょうか。

これから出産予定とかいろいろあるわけですが、

委員長 答弁を求めます。

人事秘書課長。

人事秘書課長 非常勤職員で、今後、部分休暇の取得を予定されている方、申し訳ございません、手持ちがございません。

申し訳ございません。

委員長 14番、丸山委員。

14番丸山千代子 今回の取得の関係で言いますと、非常に何か複雑みたいに思えるんですけ

れども、やっぱり制度としてある以上、きちんと権利の取得っていうことで、周知をお願いしたいなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なければ、これをもって質疑を打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

第50号議案 幸田町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを、原案どおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手全員であります。

よって、第50号議案は、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、第51号議案 幸田町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本会議において説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

ございませんか。

14番、丸山委員。

14番丸山千代子 今回ビラの作成やポスターの作成等についての1万円当たりの単価を引き上げるという内容でありますけれども、同時に、今回ポスター等の作成についての制限、制限といいますか、やはりいろんな前回選挙でいろいろと問題になったことも併せまして、あの改正をされたと思うんです。そうしたことがやはり十分周知をされるということも必要かというふうに思います。

その内容について、分かっている範囲でお答えいただけますでしょうか。

委員長 総務課長。

総務課長 今回の改正につきましては、国の公職選挙法施行令に伴った選挙運動の公営費に関する条例についての改正をさせていただいておりますので、その他の改正につきましては、また立候補者説明会等で詳しく御説明させていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

委員長 14番、丸山委員。

14番丸山千代子 前回の衆議院選挙のときに、非常にいろんなこのポスターが出回って、そのやはりモラルといいますか、そういうものがやっぱりきちんと実態に応じたポスターにせよというようなことで、改正されたかというふうに思います。ぜひそうしたことが有権者の目をそらさせないようなきちんとした対応が必要だというふうに思いますので、ぜひ、これも、きちんと周知をしていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

委員長 総務課長。

総務課長 確かにポスター等で回った件で問題にはなっていることは承知しておりますので、選挙管理委員会のほうでも勉強させていただきながら、立候補者説明会等でしっかり説明をさせていただけたらと思いますので、お願いいたします。

委員長 ほかにございませんか。

なければ、これをもって質疑を打ち切ります。

(「なし」の声あり)

委員長 討論を省略し、採決いたします。

第51号議案 幸田町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正についてを、原案どおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手全員であります。

よって、第51号議案は原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、第54号議案 工事の請負契約について(3 小学校体育館空調設備設置工事その2)を議題といたします。

本会議において説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

ございませんか。

14番、丸山委員。

14番丸山千代子 前回も、6月議会で辻村工業さんが落札をされ、今回も辻村工業ということで、落札をされているわけですが、この工事案件が、問題の工事の遅れということがないようにしていただきたいというふうに思うわけでありまして。十分対応ができるとは思うんですが、確認の意味でそうした技術者の配置ということはどのようになっているのかをお答えいただきたいと思います。

委員長 財政課長。

財政課長 このたびも辻村工業さんのほうに落札となりました。

前回の小学校につきましても、辻村工業さんのほうで落札をしております。私どものほうでは、工事の遅れ、前回の工事につきましても、工事の遅れとか、そういった内容のほうは消しておりませんので、今回の付託案件につきましても適切に講じていただけるということを思っております。

また本契約にもなりますので、その暁にはそういった内容も情報収集も努めていってまたお願いすることとなるかと思いますが、よろしく願いいたします。

以上です。

委員長 14番、丸山委員。

14番丸山千代子 手順としては、どのようにこの一応31日まで工期の関係でまた伺いたいなと思いますが、いかがでしょうか。

委員長 財政課長。

財政課長 財政課といたしましては、今回、議会のほうで承認いただきましたら、今仮契約中ですので、今回本契約をさせていただく予定であります。また工事内容につきましては所管のほうで周知度じゃないですけど、時間管理、納得のほうを生み出していくと思っておりますよろしくお願いいたします。

委員長 14番、丸山委員。

14番丸山千代子 やはり卒業式に利用すると思うんですけれども、それ以前にも、やっぱり必要になればこうした空調は十分やっていただきたいなというふうに思うんです。中学

校の空調に関しましては、卒業式が初めてだったってということだったものですから、その辺のところも十分授業に差し障りがないように、早く空調も完了後は利用できるということやっていただきたいなというふうに思うんですが、その辺はどうなのでしょう。これ教育にいいかなと思うんですが。

委員長 学校教育課長。

学校教育課長 昨年度、体育館空調につきましては、1月末の完了で、昨年度暖かかったのもありまして、授業では使用せずに体育館で開催した卒業式が初めての使用となります。状況によってはなるんですが、式典等につきましては、冬場については空調管理、体育館ですと運動しますので、ある程度管理でも運用ができてしまいますので、その辺はちょっと費用によって考慮しながら運営していく形となります。

委員長 14番、丸山委員。

14番丸山千代子 中学生になりますと、あと身体的にも成長しますけれども、やっぱり小学校低学年となりますと、幾ら動き回っても、やっぱり差は出てくるかというふうに思いますので、温度的にはやっぱり決まってるかというふうに思います。

そうした点で、やっぱり十分配慮しながら、利用できるようにお願いしたいなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なければ、これをもって質疑を打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

第54号議案 工事の請負契約について(3小学校体育館空調設備設置工事その2)を、原案どおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手全員であります。

よって、第54号議案は原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、第55号議案 令和7年度幸田町一般会計補正予算(第2号)中、総務教育委員会所管に係る歳入及び歳出を議題といたします。

本会議において説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

ございませんか。

14番、丸山委員。

14番丸山千代子 歳入のほうでお聞きをいたします。

教育支援体制整備事業補助金でありますけれども、これは不登校支援の人件費ということを適用いたしました。

このスタッフの関係では、新たに配置をされる人件費なんでしょうか。それとも従来のスタッフの人件費なのか、その辺をお聞きしたいと思います、いかがでしょうか。

委員長 学校教育課長。

学校教育課長 ピッコロさんの既存のスタッフの人件費6名分となります。

こちらの補助金のほうが、3月に当初予算ではなく、当初予算の時期にはまだ計画段階ですけども、3月の段階でしっかりしたものがこちらに届きましたので、そちらか

ら交付申請をしまして、頂けることになりましたので、今回普通に上げさせていただいております。

委員長 14番、丸山委員。

14番丸山千代子 分かりました。

それから次に、防犯カメラの関係を何か説明でいただいたわけであります。これ小学校と、それから荻谷小ですね。それから3中学校の防犯カメラということであります。この防犯カメラの分につきましては、台数と、それからどのようなところに配置をされるのか分かっていたら、お答えいただきたいと思うんですが。

委員長 学校教育課長。

学校教育課長 防犯カメラについてですが、今回設置する部分につきましては、学校から校門だとか、入り口に向けてのところに設置をしていきます。

ですので、学校ごとで入り口の数が違いますので、学校ごとで数がちょっと変わってきます。校門の多いところは大きく、校門が少ないところは少ない数という形となっております。

委員長 14番、丸山委員。

14番丸山千代子 防犯カメラにつきましては、十分に対応がされるかというふうに思うんですけれども、やはりこうした施設については、子供の安全性そうしたことで対応できるようにしていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいなと思います。

数については、分からないということなんですか。

委員長 学校教育課長。

学校教育課長 数については、すみません、正確な数はちょっと把握しないので申し訳ないのですが、中学校については、南部中学校さんだと2か所、幸田中学校さんだと、すみません、ちょっと4か所程度という形にさせていただきます。北部中学校さんも同等の形で整備をしていく形になります。

委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なければ、これをもって質疑を打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

第55号議案 令和7年度幸田町一般会計補正予算(第2号)中、総務教育委員会所管に係る歳入及び歳出を、原案どおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手全員であります。

よって、第55号議案は原案どおり可決すべきものと決しました。

これをもって、町長選出議案の審議は終了しました。

ここで、町長の挨拶をお願いいたします。

町長。

町長 ただいまは、私どもが提案いたします5つの担当議案について可決承認いただきまして、本当にありがとうございます。

冒頭に御挨拶させていただいた中でちょっと補足の説明なんですけども、来年アジパ
ラがあるということなんです。どこの市町も同じなんですけども、職員の派遣要請です
かね、これをその求められておるということで、今現在1人、うちは派遣しております
けれども、大会運営上、要請があるということでそのような体制で人事をやりたいと思
っておりますので、よろしくお願いします。

また、10月1日には、幸田町としての人事異動も予定どおり行う予定であります。

それから箕輪町との姉妹都市提携で、たこあげを寄贈して向こうから絵をいただく
ということでありますけれども、当日、幸田町内の飲食店のハミングバードカフェさんと
材さんが箕輪町のリンゴをうまく使っていただいて、それを企画のほうで作って
いただいたリンゴドーナツを買い取って、会場内の式典の参加者に、全てではないです
けど、限りある数でありますけれども、配布させていただくというようなこともあり
まして、町内の飲食店の方々にリンゴをアレンジした新しい記念品も作って
いただいているということをちょっと説明し忘れてしまいました。補足させていただきます。

大変慎重審議、ありがとうございました。

委員長 ありがとうございます。

ここで10分間休憩といたします。理事者の退席をお願いいたします。

休憩 午前9時35分

再開 午前9時45分

委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここからは、陳情の審議を行います。

陳情書の朗読は、全文ではなく、件名、陳情者名、陳情の趣旨につきまして、副委員
長に読み上げていただきます。

陳情第2号 地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情を議題といたします。

それでは、副委員長、お願いいたします。

副委員長 陳情第2号 地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情

陳情者は、名古屋市北区柳原3丁目7番8号

春の自治体キャラバン実行委員会、代表西尾美沙子氏であります。

陳情の趣旨は、下記の事項の実現を求める意見書を国に提出していただくよう、陳情
いたします。

として、地方公務員の人件費、人員の削減、公の施設の統廃合、民間移管など業務改
革の取組等の成果を基準財政需要額の最低算定へ反映する仕組みを廃止すること、マイ
ナンバーカードの普及率を地方交付税の算定へ反映しないこと、をはじめ6項目であり
ます。

以上です。

委員長 朗読は終わりました。

意見などありましたら、お願いいたします。

12番、稲吉委員。

12番稲吉照夫 これ基準財政需要額というのがうたわれておまして、その基準財政需要額
は、地方団体における個々具体的な財政支出の実態を收拾して、その地方団体の目的、

地理的、社会的、諸条件に対する合理的でかつ妥当な水準における財政需要として算定されるべきものというのをうたっておりますので、これは一部を廃止して云々そのときの、そこによってこういう形で、特に1番の項目ですけれども、廃止することは公平性を欠くんじゃないかなというふうに思いますので、反対とさせていただきます。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

14番、丸山委員。

14番丸山千代子 私は賛成の立場から意見を言いたいと思います。

今回、この地方財政の拡充を求めるということでもありますけれども、今現在、幸田町も棚田町に派遣をしております。

本来こうしたことは、国がきちんとやるべきであって、地方自治体からの派遣というのは、やはり自治体の職員定数にも関わるわけでありまして、とりわけ幸田町においても、なかなか職員が不足をしているという状況の中で、やはり地方財政の拡充っていうのは必要だというふうに思います。

また同時に、今回のデジタル化につきましても、不交付団体への補償、こういうのも本来国が見るべきであって、市町村でも、これは意見書も出しているわけでございます。

そうしたことから考えますと、やはりこの国に対しての意見書はやっぱりきちんと地方財政を確保するという意味におきましても、出すべきじゃないかと私は思います。

もう一つ事例を挙げますと、保育園の運営費等でもございます。これは不交付団体におきましては、本来国が負担金として見なければならないのが、年々、削減をされ、そしてまた不交付団体にはこれが交付されなくなりました。

こうしたことから見ましても、不交付団体でも大変な状況も起きてきております。

そういう意味におきましても、ぜひこの陳情採択をしていただきながら、国に負担を求めるという立場でやっていただきたいというふうに思います。

委員長 ほかにありませんか。

15番、都築委員。

15番都築幸夫 いろいろ書いてあるんですが、今、国の財政が非常に厳しい状況で、こういった例えば4の物価変動費高騰に対する財源措置は拡大するとか、これ実際に今検討されてるわけです。そういった大幅に拡大することとか、あるいは5番に、デジタル化の新型コロナウイルスワクチンとかいろいろ書いてありまして、国の指導によって全国一律に実施を唱える施策に係る新たな財源の負担については、全額を国が負担するという、こういったことが今の国の財政のことを考えて本当に難しいというような話ではないかなと思うわけでありまして。

そういった意味で、こんなことをやっていると、ますます財政が圧迫するということで私は賛成ではなく反対をいたします。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なければ、これをもって打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

陳情第2号 地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情を採択するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手少数であります。

よって、陳情第2号は、不採択すべきものと決しました。

次に、陳情第3号 住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情を議題といたします。

それでは、副委員長、お願いいたします。

副委員長 陳情第3号 住民の安全・安心を支える行政サービスの体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情

陳情者は、陳情第2号と同様であります。

陳情の趣旨は、下記の事項の実現を求める意見書を国に提出していただくよう陳情いたしますとして、行政機関の職員の定員に関する法律、総定員法を廃止するとともに、国家公務員の総人件費に関する基本方針及び国の行政機関の気候、全員管理に関する方針を撤回し、柔軟な定員管理を実現するなど、国家公務員を大幅に増員することであり

ます。

以上です。

委員長 朗読は終わりました。

意見などありましたら、お願いいたします。

14番、丸山委員。

14番丸山千代子 この陳情でありますけれども、現在、病院の統廃合等も進んでいるわけ

あります。

この2市議会においても、今市民病院がターゲットになってるとか、そうしたことで、愛知県におきましても、病院の統廃合が計画をされております。

また同時に、東栄町におきましても、透析に関わる病院が回収されるというようなことから、幸田町とは直接は関わりはないわけではありますが、しかしながら、住民の安全を脅かす、こういうような施策が進められている状況の中で、やはり、これは全体の問題として捉えながら、この意見書を採択すべきではなかろうかというふうに思います。

また、過去からにおきまして、非常勤職員が、大幅に増えてきている状況の中で、これが官製ワーキングプアということで、ここにも載っておりますけれども、過去からこれがかなり問題になってきております。

そうしたことから、ぜひこの陳情は採択していただきたいなというふうに思います。

委員長 ほかにありませんか。

3番、野坂委員。

3番野坂純子 私は反対の意見でこの職員もたくさんこれだけ増やすと、やっぱり人件費がかかってくるということで予算を圧迫するおそれがあると思いますし、また人数を決めるルールをなくしてしまうと、必要以上に職員が増えて仕事の効率が下がるっていう心配もあると思います。

そして、ここに書いてあるんですけど、総定員法などの決まりっていうのは、これは職員は何人までと決めた法律なので、こういうものは残して、国の職員の数は本当に一気に増やすのではなくて、計画的に管理していくべきものだと思いますので、この陳情に対しては、反対です。

委員長 ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長 なければ、これをもって打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

陳情第3号 住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情を採択するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

委員長 挙手少数であります。

よって、陳情第3号は不採択すべきものと決しました。

次に、陳情第4号 最低賃金の全国一律化と大幅引上げ、中小企業支援の拡充と公正取引を求める意見書の提出を求める陳情を議題といたします。

それでは、副委員長、お願いいたします。

副委員長 陳情第4号 最低賃金の全国一律化と大幅引上げ、中小企業支援の拡充と公正取引を求める意見書の提出を求める陳情

陳情者は、陳情第2号と同様であります。

陳情の趣旨は、下記の事項の実現を求める意見書を国に提出していただくよう陳情いたしますとして、最低賃金法を改正し、全国一律最低賃金を実現すること、をはじめ3項目であります。

以上です。

委員長 朗読は終わりました。

意見などありましたら、お願いいたします。

15番、都築委員。

15番都築幸夫 私は反対の立場で意見を述べます。

都市部と地方では家賃とか物価とか、いろいろそういった意味で大きく異なるわけがありますよ。

これを全国一律でと言ってしまうと、賃金を特定しますと、そういった地域差を考慮しないために、制度の公平性に疑問が発生してまいります。

地域の実情に合わない賃金水準を強制されるということと、それから、地方の場合、中小企業が人件費が上がってくるという、それを吸収できるのか。雇用の削減とか倒産とか、そういったリスクが高まる可能性があります。そういった意味で、全国一律にすべきではないと考えます。

一律化には反対です。

委員長 ほかにありませんか。

12番、稲吉委員。

12番稲吉照夫 私も反対の立場で都、築委員、今言われたとおりで、やはりそれぞれ地域差

ってというのは、今現状、一気になくするの難しいと思いますし、理想としては、最低賃金の1,500円にするってというのは非常にいいことだと思うんですけども、これを声を大にして言うことはちょっと難しいなというふうに思いますんで、私も反対といたします。

委員長 ほかにありませんか。

14番、丸山委員。

14番丸山千代子 今、最賃の関係で、答申が出てきておりますけれども、今回、愛知県におきましては63円程度ということで、1,140円っていうようなことが出ております。

また、1,000円に満たないところでは、地域によってはさらに答申以上のものを上げをすると、上乘せをすると。こういうようなことで今進められているわけであります。

それとまた国におきましては、ここにありますように、今、地域間の格差、これをなくしていくと。こういうようなことの待遇改善も続けてきております。

そうしたことから考えますと、やはりこの陳情というのは、今の理にかなった陳情ではなかろうかというふうに思います。

また、最賃を引き上げると、中小業者が本当に立ち行かなくなるということで、これは国においても、中小企業支援という、そういうことも位置づけられております。

そういうことから、ぜひこの陳情はやっぱり採択すべきじゃないかと思ひますし、また同時に国に対しても、意見書をきちんと出していくべきだというふうに思います。

委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なければ、これをもって打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

陳情第4号 最低賃金の全国一律化と大幅引き上げ、中小企業支援の拡充と公正取引を求める意見書の提出を求める陳情、これを採択するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手少数であります。

よって、陳情第4号は、不採択すべきものと決しました。

次に、陳情第5号 公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情を議題といたします。

それでは、副委員長、お願いいたします。

副委員長 陳情第5号 公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情

陳情者は、陳情第2号と同様であります。

陳情の趣旨は、下記の事項の実現を求める意見書を国に提出していただくよう陳情いたします。

そして、公共サービス基本法第11条を確実に履行できるよう、同法第4条に規定された国の責務を、早期かつ十全に果たすこと、をはじめ2項目であります。

以上です。

委員長 朗読は終わりました。

意見がありましたら、お願いいたします。

14番、丸山委員。

14番丸山千代子 幸田町におきましては、公契約条例が制定をされております。早期に制定をされているわけでありますけれども、しかしながら、自治体独自のものとなっているわけであります。

国としてやはり、今回の陳情項目にありますように、公共サービス基本法、この第11条を確実にやっぱり実行できるよう、こうしたことを位置づけると。このことをきちんと意見書として提出をすべきじゃないかというふうに思うわけであります。それが、安心して働くということにもつながるわけでありますし、何よりもワーキングプアを生み出さないと、こういうことになります。

また、公共工事の補償をすると、こういう意味からも、やはりこの陳情はよそごととして考えず、きちんと国に提出すべきではないかというふうに思います。

委員長 ほかにありませんか。

15番、都築委員。

15番都築幸夫 私は反対の立場で意見が述べます。

その2項目にあります公契約法、これが制定すると、地方自治法から財政法、契約事務規則との整合性が必要になるということであります。

それから、賃金引上げに伴う予算措置が不可になるということになりまして、財政負担にはつながるということで、こういった課題があるということで、私はこの陳情に反対いたします。

委員長 14番、丸山委員。

14番丸山千代子 都築議員の言われることは、やっぱり矛盾してるのではなかろうかというふうに思います。

幸田町でも、公契約条例を制定しております。これは、公契約法に基づく、地域の地方の条例であります。そういうことから、やはり公共工事における保証をしていく。それから品質がきちんと管理されるようにしていく。こういう内容でありますので、そういうことから、これはやはり国に対して国の責任として求めていく、ということが必要であるというふうに思いますので、その辺を勘違いされないようにしていただきたいなと思います。

委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なければ、これをもって打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

陳情第5号 公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情を採択するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手少数であります。

よって、陳情第5号は、不採択すべきものと決しました。

次に、陳情第6号 国の責任で、教職員の未配置問題の改善を求める意見書の提出を求める陳情、これを議題といたします。

それでは、副委員長、お願いいたします。

副委員長 陳情第6号 国の責任で教職員の未配置問題の改善を求める意見書の提出を求める陳情

陳情者は、陳情第2号と同様であります。

陳情の趣旨は、下記の事項の実現を求める意見書を国に提出していただくよう、陳情いたします。

そして、国の責任で教員未配置問題を抜本的に改善するための措置を早急に講じることとであります。

以上です。

委員長 朗読は終わりました。

意見などありましたら、お願いいたします。

14番、丸山委員。

14番丸山千代子 昨年、中央小学校におきまして未配置がございました。

そして、担任が止めないと、こういうことですね、教員が足りない事例が生まれております。

そうした意味におきまして、中央小学校、これは幸田町においては中央小学校1校でありますけれども、国に対してもきちんと求めることと同時に、やはり国に対して、定数管理計画、これをきちんとしていただきながら、未配置のないように求めることが重要かというふうに思います。

やはり国の責任において、憲法に保障されている子供たちの教育を保障すると、こういうことがやはり大事であります。

また、この中央小学校におきましてもそうでありますけれども、他の学校におきましても、担任がいらないということで、これは管理職が入っていると。こういう状況の中で、教員負担というのが大きく生じております。

そういうことから考えますと、やはりこれは重大事項であります。国の教育がやはりだんだん後退していく、こういうことのないように町としてもきちんと議会としても求めるべきではないかと私は思います。

そうした意味におきましても、次の、定数改善計画の早期策定、これは毎年採択をされております。同時にこの陳情におきましても、同じようなものであります。

そういう意味におきましても、この意見書をぜひ採択をし、国に対して、求めているのだきたいというふうに思います。

委員長 ほかにありませんか。

12番、稲吉委員。

12番稲吉照夫 今、丸山議員言われた言い分分かります。そういった意味で後で出てくる要望ですね、陳情もあります。

そのためには、今、私が思うのは、学校現場の多忙化というか長時間勤務等につきましては、やはりあの部活の民間移行とか、そういう努力もされていますので、ここの陳情に関しては、ちょっと不採択として、次のものを幸田町としてのもう一度現場に合ったものを求めるという形で私はいきたいと思いますんで、これは申し訳ないが不採択と

いうふうにさせていただきたいと思います。

委員長 14番、丸山委員。

14番丸山千代子 中央小の担任が不在と、そういうのはもう2年続いてあるわけです。そして、また他の学校でもありました。こういうことで、私も議会の中でも質問をしてまいりましたが、教育長が必ずそういうことのないようにすると言いながら、国に県に求めたにもかかわらず、県の体制が整わない教員不足、そういうことで、未配置が続いております。また、教頭やあるいは、教務、公務、そうした方たちが、担任として入らざるを得ない。こういう状況はやっぱり改善していくべきだというふうに思います。

それが、やっぱり部活動の問題がいろんな問題にも繋がりますので、これはやはり採択をし、そして、この意見書として国に上げていく、これは次の定数改善計画の問題にもなりますので、併せながら国に対してきちんと意見書を上げていく、こういう立場になぜ立てないのかと私は思います。

委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なければ、これをもって打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

陳情第6号 国の責任で教職員の未配置問題の改善を求める意見書の提出を求める陳情を採択するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手少数であります。

よって、陳情第6号は、不採択すべきものと決しました。

次に、陳情第7号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の権利及び拡充を求める陳情書を議題といたします。

それでは、副委員長、お願いいたします。

副委員長 陳情第7号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情書

陳情者は額田郡幸田町相見越丸36番地、幸田町教員組合執行委員長稲吉崇史氏であります。

陳情の趣旨は、意見書を提出されるよう、下記の事項について陳情いたしますとして、少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画を早期に策定し、実施することをはじめ、2項目であります。

以上です。

委員長 朗読は終わりました。

意見がありましたら、お願いいたします。

14番、丸山委員。

14番丸山千代子 この少人数学級が、なかなか進められないということで、今現在、教員の成り手不足、そして、すぐ辞めてしまうと。こういう状況が続いている中で、担任が持てない先ほどの陳情と同じように、担任が組めないと、こういう状況が、幸田町以外にも進められておるんです。

また同時に定年の延長の関係で言えば、今そうした方たちが担任としてもいるわけですが、しかしながら、それ以上に、今この少人数学級が実行されないということから考えますと、こうした定数改善計画っていうのは、やっぱりきちんと策定し、実施をしていくべきだというふうに思います。

これは、皆さん同じように考えられているとは思いますが、そうした意味におきまして、毎年、幸田町でも陳情も採択をしながら出しておられますので、私は陳情第6号と同じ内容だというふうに思いますので、ぜひ、こうした教員の願いに応えるという意味から賛成する立場であります。

委員長 ほかにありませんか。

15番、都築委員。

15番都築幸夫 私は、この陳情については賛成の立場で意見を言います。

小学校と同じように、中学校についてもぜひ進めていただきたいというふうに思います。

それから国庫負担率ですけども、今は義務教育費国庫負担ですよ。この負担率が全部3分の1ということでもありますけれども、交付団体である幸田町の3分の2を自前で負担するということになっておりますが、こうなると国からの補助ということでもありますけれども、非常にこれも、町の財政が圧迫されているということでもあります。

義務教育負担率ですね、国庫負担率をぜひ2分の1に復元すべきというふうに考えます。そういった意味で賛成いたします。

委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なければ、これをもって打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

陳情第7号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情書を採択するに、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手全員であります。

よって、陳情第7号は、採択すべきものと決しました。

次に、陳情第8号 過年分の固定資産税の減免を求める陳情を議題といたします。

それでは、副委員長、お願いいたします。

副委員長 陳情第8号 過年分の固定資産税の減免を求める陳情

陳情者は額田郡幸田町大字大草字馬場4の1、鈴木康夫氏であります。

陳情の趣旨は、過去5年分の固定資産税を即刻鈴木康夫に支払うよう、町へ要望してくださいであります。

以上です。

委員長 朗読は終わりました。

意見などありましたら、お願いいたします。

14番、丸山委員。

14番丸山千代子 これ、本会議の中でも質問ではないんですが、ほかの議案の中でやりまし

たけれども、やはりこれ周知はされているわけですが、これがなかなか住民に理解をされないということから考えますと、毎年このような事例も起きてくるかというふうに思います。

ですので、私はやっぱり町に対して周知、あるいは広報だけじゃなくて、そうした高齢者等に多いわけでありますので、民主委員さんや他の見回り等の方たちでも周知できるような体制づくり、そうしたことも必要かというふうに思います。

今回は、5年分の返還ということを求められているわけでありますが、これはちょっと難しい問題で、何かのちょっと税務課に聞いてまいりましたけれども、難しいということでありました。

そして、また、同時に、本年分の固定資産税については、減免措置を設けるということからも考えますと、町としての対応というものは十分だったかというふうに思いますが、この陳情者の思いを十分酌み取りながら、これはやはり保証するしないのことにかわらず、思いを酌み取り、賛成をしていただきたいというふうに思います。

委員長 ほかにありませんか。

12番、稲吉委員。

12番稲吉照夫 これはあくまでも、減免っていうのは個人の申請によるという、それぞれ役場の財政課のほうでそういったものを把握することが困難なものでありますので、やはり個人の申請によりなされる減免措置っていうのは、そういう規定になっております。本当にこの鈴木さんには申し訳ないけども、やはりそういった面で今後の活動としては、もっと減免措置があるよっていうのは、町民のところにしっかりとお知らせしめることを考えていただいたというのが大事ななというふうに思います。

そういった意味で、これを5年も遡って云々を認めてしまうと、あとその財政もしくはそういったところでも混乱が生じますので、申し訳ないけども、個人の責任として、考えてくださいよということをお話ししながら、今後そういったことが起きないようにやはり先ほど丸山委員に言われたように周知することをしっかりとさせていただいて、こういったトラブルが起きないようにしてもらうということが大事だなと思います。

そういうことで、即5年遡って保証してくれっていうことは、ちょっとごめんなさいと言わざるを得ないというふうに私は思います。

ということで、これは採択ちょっとしかねるな、もう申し訳ないけど、そういう形で御理解願いたいなというふうに思います。

委員長 14番、丸山委員。

14番丸山千代子 私も、このあくまでも申請減免でありますので、この5年も遡って請求をされるっていうことに対しては、ちょっと考えざるを得ないということは十分分かります。

ですが、この陳情者の思いっていうのは、やっぱり住民から出されたこうした陳情には応えていくということからも、やはりこうしたこの思いには賛成をするということがやはり重要じゃないかなというふうに思います。

そして、今稲吉委員が言われたように、5年分遡るのは、またこれはこれとしてできないよということはあると思いますが、やはり思いを酌み取るということからも、私は

賛成をすべきじゃないのかなというふうに感じました。

委員長 ほかにありませんか。

3 番、野坂委員。

3 番野坂純子 私も、この5年に遡ってお支払いするっていうのは、ちょっとそういうのもあって大変だなというふうに思っているんですが、それも最初にこの方から相談を受けたときに、実際にそんなことがあったのって聞いたらと思って、自分も税務課のほうに行ってお伺いしたいんですけど。そしたら、やはり税務課としては住民税非課税の方が、固定資産税の減免イコールではありませんっていうふうに言われて、それはいろんなものを調べてみたら、見て初めて減免されるっていうことで、やはりただ非課税、町民税、非課税だから固定資産税も減免ねっていうふうにはなっていないから、手続だとか調査が必要っていうことがあるんですっていうふうに言われて、ただ御本人の方のお気持ちを考えると、やはりそういう申請の文言が分からなかったって言われたので、実際に自分もインターネットで昨年遡って調べてみたら、固定資産税の減免制度っていうふうにもうたってありますが、去年までは減免が受けられますと書いてはありました。ずっと書いてありました。

しかし、申請が必要だっていうことは、今年の令和7年になってから初めて付け加えられたっていうこともあって、やはりちょっと見にくいついていうか分かりにくい表示の仕方だなぁというふうに思ったので、その部分に関しては、やはり税務課のほうにしっかりと分かるような対策をしてくださっていうことはお願いして、それでこれからは対応をしてくださるということは伝えしたんですけど、やはり5年分について何ともできないっていうことで、こういう形を出されたんだと思うんですが、やはり1人の人をじゃあ調べて、ここで遡ってお返ししますっていうことになる、同様の状況にある方っていうのが他にも多数いらっしゃるかもしれない。

そう考えたときに、やっぱりそういう一人一人、その対象者のことを把握して、金額を計算して、返金手続を取っていくっていうことになる、本当に非常に多くの時間とそういう費用がかかって、行政全体に公平性とか運営に大きな影響を及ぼすんじゃないかなっていうふうに思うので、やっぱり今後はしっかりと周知とか、分かりやすいように徹底してくれるって言ってましたので、していただいて、それで皆様にも分かってもらうように私たちも声をかけていきたいなと思うんです。

でもこの鈴木さんのことによって御近所の方が、あの最近御主人が亡くなって、固定資産税を今後どこから捻出しようって言って悩んでたので、その消費税非課税の方は、固定資産税の減免につながるんだってって教えてあげて、でも申請していったらいいよって言ったら、すぐに申請をしに行かれたということで、この方はとてもありがたがっていたので、そういうきっかけになったので、本当にこうやって教えてくれてありがたいですけど、今後しっかりと私たちも広報をしっかりと見てくださっていうことを皆様に伝えていきたいと思います。

なので、この件に関しては申し訳ないんですけど、反対とさせていただきます。

委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なければ、これをもって打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

陳情第8号 過年分の固定資産税の減免を求める陳情を採択するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手少数であります。

よって、陳情第8号は不採択すべきものと決しました。

これをもって、本委員会に付託された案件の審査は全て終了いたしました。

本日の委員会の審査結果報告書の作成については、私に御一任いただきたいと思います。

以上で、総務教育委員会を閉会といたします。

閉会 午前10時27分

それでは、引き続き、採択された陳情につきまして、意見書を提出するに当たり、案を用意しましたので、皆さんで御協議いただきますようお願いいたします。

内容のほか、誤字、脱字についても御指摘いただきたいと思いますので、副委員長に朗読をお願いします。

それでは、陳情第7号の意見書についてお願いします。

副委員長 それでは、議員提出議案目録1ページから3ページを朗読いたします。

議員提出議案、番号2番です。

定数改善計画の早期策定・実施、義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出について

幸田町議会会議規則第14条第2項の規定により、次のとおり意見書(案)を所定の賛成者とともに連署し提出します。

令和7年9月25日

提出者、賛成者については空欄であります。

提出理由、定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める必要があるから。

定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書(案)。

未来を担う子供たちが夢や希望を持ち、健やかに成長していくことは、全ての国民の切なる願いである。

しかし、学校現場では子供たちの健全育成に向けて、真摯に教育活動に取り組んでいるものの、いじめや不登校など、子供たちを取り巻く教育課題は依然として解決されていない。また、特別な支援や日本語教育を必要とする子供も多く、一人ひとりに応じた適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面している。本年度は政府予算において、小学校における教科担任制の拡充や、中学校における生徒指導担当教師の配置拡充などのための教職員定数改善が盛り込まれた。

しかし、中学校における少人数学級の推進については、中学校35人学級への定数改善に向けた具体的な方針が示されたものの、教職員定数改善計画は示されておらず、子供

たちの健やかな成長を支えるための施策としては不十分なものであると言わざるを得ない。少人数学級は保護者町民からも、一人ひとりの子供にきめ細やかな対応ができるという声が多く聞かれる。

山積する課題に対応し、全ての子供たちに行きとどいた教育を行うためにも、少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画の早期策定・実施が不可欠である。また、子供たちは全国どこに住んでいても均等に一定水準の教育を受けられることは憲法上の要請である。

しかし、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は2分の1から3分の1に引き下げられたままであり、自治体の財政は圧迫されている。教育の機会均等と水準確保のために、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元することは、国が果たさなければならない大きな責任の1つである。

よって、定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元を強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和7年9月25日

愛知県額田郡幸田町議会議長 廣野房男

提出先 内閣総理大臣 内閣官房長官 文部科学大臣 財務大臣 総務大臣宛て

以上です。

委員長 ありがとうございます。

意見がありましたら、お願いいたします。

ありませんか。

15番、都築委員。

15番都築幸夫 山積みする課題ということで、山積かと思う。

あと、最後に、2ページ目の1番最後、要望です。

委員長 ほかにありませんか。

今の部分については、一応ここに書いてある原文のとおりとさせていただきたいと、よろしいですか。

15番都築幸夫 はい。

委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なければ、これをもって打ち切ります。

それでは、以上の内容で意見書の作成を進めていき、議員提出議案として提出していきたいと思います。

提出者は私で、賛成者として、総務教育委員の皆様の名前で提出したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 異議なしと認めます。

それでは、意見書については、提出者は私で、賛成者を総務教育委員の皆様のお名前で提出いたします。

意見書については、以上となります。
長時間熱心に御審議いただき、ありがとうございました。
これにて散会いたします。

散会 午前10時36分

この記録は事実と相違ないことを認めここに署名する。

令和7年9月17日

総務教育委員会
委員長